

兵庫県看護協会マスコット「のじぎくちゃん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県看護協会マスコット「のじぎくちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用申込の提出)

第2条 着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめの「のじぎくちゃん着ぐるみ貸出申込書」を、兵庫県看護協会会長（以下「協会長という」）に提出し、その承諾を得なければならない。

(利用者の範囲)

第3条 貸出利用者は支部単位とし、その代表者（地区理事）の名義で利用申し込み申請を行う。個人および施設単位の貸し出しは行わない。ただし、兵庫県看護協会長の承諾がある場合は、その範囲を問わない。

(利用の承諾)

第4条 協会長は、第2条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を承諾するものとする。

- (1)兵庫県看護協会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2)着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3)法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4)特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5)営利目的の活動に利用するとき。
- (6)その他、協会長が着ぐるみの利用について不適當と認めたとき。

(利用料)

第5条 利用料については、無償とする。ただし、送料については利用者側の負担とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2)申込書の記載どおりに利用すること。
- (3)利用期間を遵守すること。
- (4)火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (5)原則、室内のみの使用とし、屋外で利用しないこと。
- (6)その他、協会長が特に付した条件に従って利用すること。

(利用の承諾の取消し)

第7条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用の承諾を取り消すとともに、その利用者への貸与は行わない。この場合、利用者に損害が生じて、協会長はその責任を負わない。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、

現状に復さなければならない。

(協会長の責任)

第 9 条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、協会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱について必要な事項は、協会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 30 日より施行する。